

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	9. 安全衛生計画の実施等	
	平成 24 年 1 月 23 日	中分類	
	平成 24 年 9 月 1 日	ページ	3/3
	平成 年 月 日		

各課長は月次毎に上記内容を確認し、必要に応じて実施の調整をおこなう。

承認 工場長	改訂部 ・下線部の追加
-----------	----------------

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	10 緊急事態への対応	
	平成 年 月 日	中分類	
	平成 年 月 日	ページ	1/4

1. 目的
本規則は、当工場及びその周辺において緊急事態が発生した場合及び緊急事態の発生が予想される場合に、災害防止措置を講じることによって、周辺地域を含めて、その人的財産はもとより諸施設への被害を最小限に抑えることを目的とする。

2. 適用
当工場における緊急事態

3. 緊急事態の特定
別紙－1 緊急事態の種類とその状況一覧表参照

4. 緊急事態発生時の対応措置での検討事項
(1)被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置
(2)消火及び避難の方法
(3)労働災害発生時の措置（救助活動、退避方法、応急手当等）
(4)消火設備、避難設備及び救助機材の配備
(5)緊急事態発生時の各部署の役割及び指揮命令系統の設定
(6)緊急連絡先の設定
(7)二次災害防止対策
(8)避難訓練の定期的実施

5. 実施手順及び責任者
(1) 緊急事態への対応措置の策定
・事務局は、課長の協力を得て、4.(1)～(8)の各事項を検討し、大地震等の緊急事態及び労働災害発生時の対応措置として、3.に基づいて、「緊急連絡網」、「緊急事態発生時の対応」、「労働災害発生時の措置」の原案を作成する。

(2) 緊急事態への対応措置の審議
① 事務局は、(1)で作成した「緊急連絡図」、「緊急事態発生時の対応」、「労働災害発生時の措置」の原案を安全衛生委員会に提案する。
② 安全衛生委員会は、事務局から提案のあった「緊急連絡網」、「緊急事態発生時の対応」、「労働災害発生時の措置」の原案を審議する。

承認 工場長	改訂部
-----------	-----

制定日	平成 20 年 3 月 28 日		大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	10 緊急事態への対応	ページ	2/4
平成 年 月 日	平成 年 月 日			
平成 年 月 日	平成 年 月 日			

③ 審議された「緊急連絡網」、「緊急事態発生時の対応」、「労働災害発生時の措置」は、工場長が決定する。 (3) 緊急事態の措置基準等の周知 ① 事務局は、決定した「緊急連絡網」、「緊急事態発生時の対応」(OSH-Y-10-2)、「労働災害発生時の措置」(OSH-Y-10-1)を、全従業員に周知する。 ② 各課長は、作成した「緊急連絡網」、「緊急事態発生時の対応」、「労働災害発生時の措置」を請負会社に配布し周知する。 6 緊急事態発生時の指揮命令系統の設定 (1) 緊急事態発生時は、工場長の判断により対策本部を設置する。 ① 対策本部の設置は、大規模な地震、風水害、火災、爆発その他の災害発生によって、当社あるいは周辺地域において人身・施設等に重大な被害が発生した状況にある場合とする。 ② 対策本部は社内を設置し、設置後は社内連絡体制とする。 ③ 工場長が不在の時は、工場長代理が業務を代行するが、工場長代理も不在の時は、製造課長が代行する。 ④ 対策本部は、対応措置の実行により所期の目的を達成したとき、工場長の決定により解散する。 (2) 対策本部長の選任 ・工場長が対策本部長になる。 (3) 対策本部長の任務(指揮をする) ① 従業員及び請負会社の従業員の招集 ② 事故の原因、被害の調査及び危険区域の立ち入り禁止措置 ③ 被災者の救出救護 ④ 復旧活動及びそれに伴う材料の準備 ⑤ 支援作業員、資機材等の受け入れ ⑥ 被害の拡大防止及び二次災害の防止 ⑦ 関係機関、その他への報告連絡 ⑧ 広報 ⑨ 客先及び地域住民対策				
承認	改訂			
工場長	部			

制定日	平成 20 年 3 月 28 日		大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	10 緊急事態への対応	ページ	3/4
平成 年 月 日	平成 年 月 日			
平成 年 月 日	平成 年 月 日			

(4) 体制の明確化 ・対策本部長は、別紙-2に示す「災害対策本部の構成・役割」のとおり班編成を行なう (5) 緊急事態発生時のへの対応 ① 課長は、現場からの報告・連絡を速やかに工場長に報告する。 ② 工場長は、その報告を受けた場合、速やかに「対策本部」設置の可否を判断し6.(4)で定めた必要な体制を整える。 ③ 課長及び全従業員、請負会社従業員は、5.(1)で定めた「緊急連絡網」、「緊急事態発生時の対応」、「労働災害発生時の措置」に基づいて対応する。 7. 災害原因の調査及び類似災害の防止 災害が発生した場合、発生現場に關係する課長、組長及び作業員等は一致協力して災害の原因を調査し、災害の防止対策、作業方法の改善、作業員への教育、救急措置の訓練等必要な措置を行い、類似災害の防止に努める。 8. 災害報告 事務局は、原因調査班の調査結果を受けて報告書を安全衛生委員会に報告する。 9. 本社への災害報告 工場長は災害が発生した場合には、直ちに本社に災害の種類、内容、規模及び被災状況等を報告し、必要な指示を受ける。 10. 訓練 事務局は、緊急事態発生時の非難、救助、非常通報及び消火訓練等を年一回行なう。 11. 避難場所の設定 緊急事態発生時、従業員及び請負会社従業員等の安全を確保するため、事務局は、各部門の見やすいところへ「緊急避難場所」を掲示し周知する。 12. 見直し ○事務局は、10.で行なう訓練の実施結果又は実際に緊急事態が発生した場合の対応結果を評価し、「緊急連絡網」、「災害発生時の対応」等を見直す。				
承認	改訂			
工場長	部			

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	10 緊急事態への対応	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日			
改定日	平成 22 年 1 月 20 日			
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日			
	平成 年 月 日		中分類	
	平成 年 月 日		ページ	4/4

13. 関係文書及び帳票等

- ・ 労働災害発生時の措置 (OSH-Y-10-1)
- ・ 緊急事態発生時の対応 (OSH-Y-10-2)
- ・ 避難訓練実施報告書

承認		改訂部
工場長		